

高齢者疑似体験セット貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎県社会福祉協議会が保有する高齢者疑似体験セットの貸出について定めることを目的とする。

(貸出範囲)

第2条 非営利を目的とした活動のために利用する各種団体、学校等。

(貸出の制限)

第3条 高齢者疑似体験セットは興行的営利を目的として利用する場合は貸出をしない。
但し、本会が認めたものについてはこの限りではない。

(貸出の手続き)

第4条 予約貸出を原則とする。貸出希望の場合は、予約状況を確認のうえ別紙申込書に必要事項を記入し、借用日の1週間前までに下記まで申込むこと。

【 申込場所 】 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター内
長崎県社会福祉協議会
電話 095-846-8618 FAX 095-844-5948

(貸出期間)

第5条 高齢者疑似体験セットの貸出期間は原則として2週間とする。
但し、本会が認めた場合は貸出期間を延長できるものとする。

(返却)

第6条 高齢者疑似体験セット使用後は、現状復帰のうえ返却すること。

(費用負担)

第7条 高齢者疑似体験セットの貸出は無料とする。但し、搬送並びに貸出期間中の修理・メンテナンスに要する費用はすべて利用者の負担とする。

2 メンテナンスの範囲は以下のとおりとする。

- ① 使用した万能チョッキ (ベスト)、綿手袋、手首用サポーター、専用ゼッケンは洗うこと
- ② 重り、眼鏡等の洗えないものは、簡単に濡れタオルで汚れを拭き取った後充分乾燥させること

(弁償)

第8条 利用者は高齢者疑似体験セットを故意又は過失により破損・紛失した時は、現品または相当の代価をもって弁償しなければならない。

(附則)

1. この規程は平成14年12月10日から実施する。
2. 平成17年3月18日 一部改正
3. 平成24年4月1日 一部改正
4. 平成30年4月1日 一部改正